

★ 申込みに際し了承・注意いただくこと

1. 申込み後の住宅・同居親族等の変更はできません。
2. 入居後は、家賃のほかに毎月、共益費(約 1,000 円～4,000 円程度)が必要です。
また住宅によっては、有線テレビ(CATV)の使用料が必要です。
(六甲アイランド・ハーバーランドの住宅)
3. 犬・猫・鳥など動物の飼育はできません。
4. 入居時に1ヶ月分の家賃と敷金(本来家賃の3ヶ月)の納付が必要です。
5. 入居手続き時に連帯保証人1名が必要となります。
連帯保証人の資格は、①独立の生計を営んでいる方 ②一定額以上の収入のある方
③原則として神戸市内に居住している方です。
なお、入居手続き時に連帯保証人が見つからない場合は、ご相談ください。
6. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前は未補修となっておりますので、あらかじめご了承ください。
7. 入居時期は、修繕工事の関係で予定日より前後することがあります。
8. 神戸市が指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。
9. 指定の鍵渡しの日時に連絡がなく欠席された場合は、棄権されたものとみなします。
10. また、鍵渡し時に条件等が満たせず入居手続きをとることができない場合は、失格となり入居できません。
11. 家賃は原則として口座振替(自動払)により取扱い金融機関で納めていただきます。
12. 自治会がありますのでご協力ください。尚、イーストコート9番街、日暮、ハーバーランドについては、自治会加入が義務付けられています。

■ 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を部分的に修繕し、入居していただくものです。
空家修繕は、住宅ごとの痛みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご承知おきください。
なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

- 新替えを行っているところ
・畳表 ・フスマ、紙障子の張り替え ・玄関扉の鍵 ・給水栓のパッキン
- 部分的な修繕を行っているところ
・床、壁、天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ修繕しています。
汚れ、破損が軽微な場合は清掃、部分補修としています。
※例：壁クロス4面の内で1面のみ破損の著しい場合は、1面のみ張り替えをしています。
- 設備と点検
・風呂釜・浴槽、流し台、コンロ台、換気扇、便器は従前の物を清掃・点検して使用しています。
・電気、給排水、ガス設備の点検および建具の開閉調整を行っています。
- 清掃
・新築ではありませんので多少の汚れがあります。
清掃は、入居時に各自で行ってください。